■対象児童

▼保育園の保育料を

①0~2歳児のうち、 育3号認定を受けている子 市の保

歳の誕生月までです。 (生計を同一にする第1子

③世帯の市町村民税所得割額 が169, あること 000円未満で

子への負担がさらに軽減され ④区分に該当する世帯の第1

に該当する世帯の第2子と、

本年度から、下表の②区分

ました。詳しい内容は下表で

生計を同一にするとは?

☆具体例

・一緒に生活している

同じ家に住み生活

♥やまなし子育て応援事業

②世帯の第2子以降の子ども ※ただし、無料になるのは3 がいること)

料の負担軽減を実施していま

り、子どもを産み、育てやす 世帯の経済的負担の軽減を図

市では、要保護世帯や多子

軽減しています

い環境を整備するため、保育

■対象者には申請書が 届いています

ます。 思われる方は、お手数ですが ※ただし、第1子が市外に住 申請書を同封しています。 お問い合わせください。 書が届いていない場合もあり うか判断が不明なために申請 んでいる等、該当になるかど には、保育料の通知と一緒に 対象になると思われる世帯 該当になるのでは?と



| Ⅰ 亏認定 ※認定さるも園の幼稚園部分や新制度に移行した幼稚園に通つ児里 | | | | |
|--------------------------------------|---|-------|---------------------------|--|
| | 区分 | | 保育料(月額) | |
| 1 | 第1子を含め小学校3年生までに 兄・姉がいる世帯 | 2人目 | 保育料基準額の半額 | |
| | | 3人目以降 | 無料 | |
| 2 | 市町村民税非課税世帯 (兄・姉の年齢に関係なく) | 第2子以降 | 無料 | |
| 3 | 市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯 (兄・姉の年齢に関係なく) | 第2子 | 保育料基準額の半額 | |
| | | 第3子以降 | 無料 | |
| 4 | ひとり親世帯等で市町村民税 所得割額 77,101 円未満の世帯 | 第1子 | 保育料基準額の半額 ※上限額 3,000 円 | |
| | | 第2子以降 | 無料 | |

| 2・3号認定 ※認定こども園の保育園部分や公立・市立保育園に通う児童 | | | | |
|------------------------------------|--|-----------------|---------------------------|--|
| | 区 分 | | 保育料 (月額) | |
| 1 | 第1子を含め小学校3年生までに | 2人目 | 保育料基準額の 1/4 | |
| | 兄・姉がいる世帯 | 3人目以降 | 無料 | |
| 2 | 市町村民税非課税世帯 (兄・姉の年齢に関係なく) | 第2子以降 | 無料 | |
| 3 | 市町村民税所得割額 57,700 円 未満の世帯(兄・姉の年齢に関係なく) | 第2子 | 保育料基準額の 1/4 | |
| | | 第3子以降 | 無料 | |
| 4 | ひとり親世帯等で市町村民税 所得割額 77,101 円未満の世帯 | 3歳以上児の 第1子 | 保育料基準額の半額 ※上限額 6,000 円 | |
| | | 3歳未満児の 第1子 | 保育料基準額の半額 ※上限額 9,000 円 | |
| | | 第2子以降 | 無料 | |
| (5) | 市町村民税所得割額 169,000 円未満の世帯(兄・姉の年齢に関係なく) | 第2子以降の 3歳未満児 | 無料 | |

※所得割額は世帯の合計額で判定します。

※保育料判定の際には、住宅借入金控除等の一部の税額控除は対象になりません。 ※新制度に移行した幼稚園…平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度により、 国・県・市から施設型給付費という交付金を受け取って運営をする形態に変更した園

小児救急医療体制について

【お子さんの休日・夜間の急な発熱などには】

小児科の専門看護師による電話相談

日】19時~翌朝7時

【土曜日】15時~翌朝7時

9時~翌朝7時 \Box

電話番号

料化事業)」も実施しています。 2子以降3歳未満児保育料無

長期入院や施設に入

療育

一問い合わせ

福祉課 子育て支援担当

(内線173~175)

している

費は支払っている 所しているが、 負担をさらに支援するため、 第2子以降の保育料の経済的

別々に住んではいる が、生活費は仕送り

費が一緒)

平成28年4月から、世帯の

も始まっています

「やまなし子育て応援事業(第

携帯番号(短縮ダイヤル)の場合 #8000

・ダイヤル回線の場合 **2** 055-226-3369

【お子さんの休日・夜間の急病時には】

甲府地区小児初期救急医療センター 甲府市幸町 14-6 (甲府市地域医療センター内) ※明らかに重症な場合、迷わず、119番をご利用 ください。

■問い合わせ

保健課 健康増進担当 ☎ 23-4310 県庁医務課 ☎ 055-223-1480

※県庁医務課HP

http://www.pref.yamanashi.jp/ imuka/82789260079.html